

改正

平成17年2月21日告示第8号

平成18年10月1日告示第162号

平成27年4月1日告示第114号

箕輪町小規模工事等受注希望者登録要領

第1 箕輪町内の建設工事及び修繕の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどの理由により、入札参加の資格審査を受けることができない者を対象に、箕輪町が発注する小規模な工事や修繕等（以下「小規模工事等」という。）の受注を希望する者の登録を受け付け、見積書を依頼するときの選定資料とすることにより、町内小規模業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

第2 登録できる者は、次に掲げる要件を満たす者とし、建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数等は原則として問わないものとする。

- (1) 個人営業の場合には、町内に住所を有する者、法人の場合には、町内に主たる事務所を置く者
- (2) 随意契約に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 町税及び町の各種料金を滞納していない者
- (4) 建設工事等の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する者

第3 対象となる契約は、予定価格が50万円を超えない小規模工事等で、その内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものとする。

第4 小規模工事等の受注を希望する者は、次に定める書類（以下「申請書等」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 小規模工事等受注希望者登録申請書兼同意書（別記様式）
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- (3) 資格及び免許等が必要な業種を希望する者には、その資格者証や免許証等の写

第5 申請書等の受付は、平成16年10月1日から随時行うものとする。

第6 申請書等による登録の有効期間は、町長が受理した年度の6月1日から起算して2年間とする。ただし、6月以降に受理したものは、提出した月の翌月から前記した期間の末日までとする。

第7 各月の20日（休日に当たる場合は、その前日）までに申請のあったものは、翌月の登録者名簿に随時登録する。

第8 名簿登録者は、申請内容に変更が生じた場合、変更内容を記載した書面により遅滞なくその旨を届け出るものとする。

第9 登録者名簿に掲載されている者が、第2の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には、当該名簿から抹消するものとする。

第10 登録者名簿は、契約制度の公平及び透明性を図るため、企画振興課において一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月21日告示第8号）

この要領は、平成17年3月7日から施行する。

別記様式（第4関係）

別記様式(第4関係)

小規模工事等受注希望者登録申請書兼同意書

年 月 日

箕輪町長 様

私は、箕輪町が発注する小規模工事・修繕の受注を希望しますので、次のとおり登録を申請します。また、私の町税や町の料金を滞納していないことを証明するため、私の収納状況を随時閲覧し確認することに同意します。

住所又は所在地	箕輪町大字	番地
フリガナ 商号又は名称		
フリガナ 代表者職・氏名	印	
電話番号	()	FAX番号 ()

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用されているものを押印してください。法人の場合は代表者印(登録印)を、個人事業主の場合は、個人印を押印してください。個人印は実印でなくとも結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は、使用しないでください。

希望業種

番号	登録希望業種	資格が必要な場合、その種類・名称等	過去に町から依頼を受けて実施した工事(簡潔に記入してください)
1			
2			
3			
4			
5			

※ 資格・免許が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可書等の写しを添付してください。